

第9次登別市交通安全計画

(平成23年度～平成27年度)

登 別 市

第1章 計画の構想

第9次登別市交通安全計画は、交通事故の傾向に注目したうえで、登別市の地域特性に応じた実現可能な施策を総合的に検討し、交通事故による死傷者の目標をゼロとして、住民の生命と財産を交通事故の被害から保護するため、次の柱を基本として作成するものです。

(1) 交通安全対策

車両等の運転者に対する安全対策については、運転の知識及び技能の向上は当然のこととして、現在最も必要とされていることは、市民ひとり一人の交通安全意識の高揚であると考えます。また、交通事故が発生した場合の被害を最小限に抑えるため、今後もより一層、迅速な救急救助活動の充実などを図る必要があります。

(2) 交通安全環境

交通環境にかかる安全対策は、交通安全施設及び交通規制の効果的な整備と充実を図る必要があります。

こうした考え方のもとに有効かつ適切な交通安全対策を講じるに当たり、各関係機関とより一層の連携をとり、交通事故原因の究明をするとともに被害者の救済に必要な措置に万全を尽くすよう、市をはじめ関係機関及び市民の皆さんと一体となって計画を推進します。

(3) 車両の技術革新

車両が原因となり発生する交通事故の防止策としては、車両の技術革新による、交通事故原因の究明結果を踏まえながら、運転者などの要求に対応しなければなりません。

第2章 道 路 交 通 の 安 全

第1節 道路交通事故のすう勢と交通安全対策の今後の方向

1. 道路交通事故のすう勢

(1) 交通安全対策の現状

平成18年度から平成22年度までの第8次登別市交通安全計画期間内において講じてきた交通安全対策は、信号機・横断歩道の設置、道路・交差点の改良、歩道の新設と改良、ガードレール・道路照明灯・カーブミラー・砂箱・道路標識等の設置、各種規制の適用、自転車駐輪対策の推進、除融雪体制の強化、点字ブロック、バリアフリー化の推進、救助・救急体制の整備、交通安全思想の普及など多くの対策を講じることにより、交通事故の防止にも繋がりました。

しかしながら、第8次同計画内での死亡者が増加する残念な結果となり、今後も継続したハード面での住民ニーズに応えた交通安全対策が必要となってきます。

このことから、各関係機関とより一層、連携をしていきながら道路整備・改良のほか、各交通安全施設の設置などを交通安全対策として実施していかなければなりません。

交通安全対策の現状は、車両優先の対策を講じると歩行者が危険にさらされ、歩行者を優先した対策を講じると、交通事故の遠因となり得ることもあります。

今後の交通安全対策は、ハード整備による交通安全対策に即効性を期待することなく、交通ルール及びマナー習得の推進など、基本的な交通安全対策を継続的に推進することが必要です。

(2) 道路交通事故の現状

登別市内の交通事故は、昭和45年に発生件数285件・死者数10名・負傷者数467名と最悪を記録したものの、その後減少に向かい、昭和57年に発生件数111件・死者数0名に、昭和58年に負傷者数143名と最低となりました。

第7次交通安全計画年次（平成13年～平成17年）と第8次交通安全計画

年次（平成18年～平成22年）との対比は次のようになっております。

第7次交通安全計画年次（平成13年～平成17年）

年度 (平成)	13	14	15	16	17	合計	年平均
発生件数	238件	204件	239件	202件	221件	1,104件	220.8件
死者数	3名	1名	0名	4名	1名	9名	1.8名
傷者数	346件	274件	294件	256件	282件	1,452件	290.4件

第8次交通安全計画年次（平成18年～平成22年）

年度 (平成)	18	19	20	21	22	合計	年平均
発生件数	232件	211件	201件	193件	182件	1,019件	203.8件
死者数	4名	2名	7名	4名	1名	18名	3.6名
傷者数	308件	283件	247件	242件	223件	1,303件	260.6件

上記のとおり、発生件数・傷者数については、減少することができましたが、死者数が増加する残念な結果となりました。

平成18年から平成22年の死亡者は18名となっており、その内訳は65歳以上の高齢者が10名となっております。

このことから、高齢者の交通安全研修会等の啓発を継続して実施し、高齢者の交通事故防止に努めました。

交通事故の傾向としては、「スピードの出し過ぎ」や「前方不注意」などが多く最近では、「携帯電話をかけながらの運転」や「運転中のカーナビ操作による前方不注意」など増加傾向にあります。

(3) 道路交通を取り巻く状況

交通事故の発生は、自動車保有台数の増加や道路整備の進捗による交通量の増大・過密さらには運転者、歩行者の交通ルール無視及びマナーの欠如により引き起こされているものと考えられます。

こうして発生する交通事故に対して、総合的な交通安全対策・啓発をさらに積極的に進めなければ、交通事故の減少には繋がらないと考えられます。

2. 交通安全対策の今後の方向

安全で快適かつ、円滑な道路交通環境の整備、交通安全思想の普及徹底、救急・救助体制の強化を進め、行政機関及び事業者・市民の連携を一層強めながら次の施策を強力に推進します。

(1) 交通安全思想の普及徹底

交通安全思想は、運転者はもとより、すべての市民が交通社会の一員としての責任を自覚し、交通安全意識と交通マナーの向上に努め、相手の立場を尊重する良き交通社会人を育成することを目標とします。

交通安全教育を生涯学習と位置づけ、家庭・学校・職場・地域で行われる交通安全教育が効果的に行われるよう関係機関・団体等の連携を図りながら、幼児から高齢者に至るまで一生涯の交通安全教育推進に努めます。

(2) 高齢者の交通安全対策の推進

高齢化の進行に伴い、今後とも増加が懸念される高齢者の交通事故を防止するため、加齢に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響を理解してもらうため、老人クラブや関係団体と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育及び高齢者交通安全推進員（シルバーリーダー）の養成を積極的に推進します。

さらに、バリアフリー化等安全快適な歩行空間の整備を進め、高齢者が安心して暮らせる道路環境作りに努めます。

(3) シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底

シートベルト及びチャイルドシート着用の徹底を図るため、関係機関・団体と連携し、各種講習や交通安全運動等あらゆる機会を通じて、着用効果を啓発するキャンペーン等を積極的に行います。

(4) 救助・救急体制の整備

交通事故による負傷者の救命率を向上するため、救急現場及び搬送途上において高度な応急処置ができる救急救命士の養成や救命処置拡大による高度救命処置用資器材等の充実を図ります。

(5) 安全で円滑な道路交通環境の整備

人命尊重を第一に考え、歩行者、自転車利用者が安心して安全に通行でき、さらに円滑な自動車交通を確保するため、危険箇所の点検を随時行い、地域交通の特性に応じる一方、運転者本位になりがちな交通規制を歩行者にとっても有用な規制となるように配慮したうえでの、交通安全施設及び道路環境整備を促進します。

(6) 交通安全推進体制の充実

多方面にわたり実施されている交通安全に関する施策をより効果的な推進を図るため、市、関係機関及び民間団体等による交通安全推進体制を一層強化し、交通安全に関する運動に市民を挙げて実施し、地域の活力ある交通安全運動推進を図ります。

(7) 道路交通秩序の維持

道路の交通秩序は、道路利用者を交通事故から守るため、道路交通法を遵守すること及び交通マナーの向上、自己中心的な交通違反の取り締まりや指導強化を各関係機関と連携しながら進めていかなければなりません。

(8) 冬道の交通安全の確保

冬期間の都市機能の確保、自動車交通の円滑化、交通事故の防止、歩行者の安全等生活環境の改善を図るため、除融雪体制の強化を図るとともに、急勾配の坂道に設置したロードヒーティングの適切な維持管理を行うなどの整備に努めます。

(9) 増加の顕著な事故態様及び死傷者の多い事故態様に対応した対策の推進

北海道が発表する「交通事故統計分析表」をもとに、交通事故発生の傾向に即した広報啓発活動、交通安全施設整備を推進します。

(10) 被害者対策の充実

広報誌などを通じ、北海道交通事故相談所や（財）日弁連交通事故相談センターが無料で行っている交通事故相談及び市が行う無料法律相談等の周知を図るとともに、その他被害者の問い合わせに、警察署など関係機関・団体と連携して、適切に対応するとともに必要な情報提供を図ります。

(11) 市民参加型の交通安全活動の推進

交通安全運動の実施に当たっては、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動の重点、実施計画等について広く市民に周知することにより、市民参加型の交通安全運動の充実・発展を図ります。さらに、地域の実情に即した効果的な交通安全運動を実施するため、地域・職場の事故実態、住民のニーズ等を踏まえた実施に努めます。

第2節 講じようとする施策

1. 交通安全思想の普及徹底

(1) 生涯における交通安全教育の推進

交通安全意識の向上と交通マナーを身につけ交通ルールを遵守することは、交通社会の一員として相手を傷つけず、自らも輪禍から遠ざかるうえで最も必要なことであると考えられます。

相手の立場を尊重する良き社会人を育成するために、幼児から高齢者に至るまで、心身の発達段階、道路交通への参加の態様に応じた教育機会を確保するとともに、家庭、学校、職場、地域で行われる実践的な交通安全教育の推進に努めます。

ア 幼児に対する交通安全教育

幼児に対する交通安全教育は、交通安全ルールを理解させるとともに安全に行動できる習慣と態度を身につけることを目標とします。

幼稚園、保育所では、幼児の発達段階と特性に十分配慮し、地域の関係団体と協力しながら、日常活動のあらゆる機会に交通安全教育を推進します。

さらに、家庭における幼児の交通安全教育の重要性を認識したうえで、正しい交通ルール及びマナーの習得・実践を進めるために、家庭で交通安全の話し合いが積極的にもたれるよう働きかけます。

イ 児童・生徒・学生に対する交通安全教育

小学校、中学校、高等学校及び専門学校の児童・生徒・学生に対する交通安全教育は、生命の尊重という基本理念のもと、児童の心身の発達段階や地域の実情に応じた日常生活における交通安全の重要性を理解させることを目標に行います。

さらに、身近に潜む交通環境のさまざまな危険を認知し、常に的確な判断

の基に安全に行動できる態度と能力を養い、交通社会の一員として自己の安全のみならず、他の人々や地域社会の交通安全運動に貢献できる健全な社会人を育成するため、学校や地域、家庭が、関係機関と連携を図りながら継続的に交通安全教育を行います。

- ① 小学校の交通安全教育は、学級指導及び学校行事を中心に学校教育活動全体を通じ、歩行者としての安全、自転車の安全運転、身近な交通ルールを重点的に指導を進めます。
- ② 中学校は、学級指導及び学校行事を中心に学校教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、自動車の特性に応じた安全な行動、交通事故の防止と安全な生活について指導を進めます。
- ③ 高等学校・専門学校においては、自転車の安全運転と車両としてのルール遵守、二輪車・自動車の特性に対応した交通事故の防止について、交通社会に生きる一員として必要なマナーを身につけられるよう、交通安全指導の充実を進めます。

ウ 成人等に対する交通安全教育

運転者については、地域、職場における講習会を積極的に開催するほか、交通安全団体の活動を通して、歩行者・自転車利用者の保護、シートベルト・チャイルドシート及び乗車用ヘルメットの正しい着用、スピードダウンの励行、飲酒運転のような悪質で危険な運転などの防止を中心に、自発的に安全行動を起こすことができる社会的責任の自覚を生む機運づくりを進めます。

若者の運転者については、職場の活動を通じて交通安全意識の高揚と安全行動の実践を促進します。

地域においては、町内会、老人クラブ、各関係団体等による交通安全に関する意識啓発と知識習得に各団体が積極的に協力することとし、講座・講習会等の開催を呼びかけ、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践活動を推進します。

エ 高齢者等に対する交通安全教育

人口の高齢化の進行に対応し、高齢者に対する交通安全教育を推進するため、シルバー交通安全推進員の養成を充実するほか、町内会の交通安全部等を通じ指導体制の確立に努め、交通安全教育を積極的に推進します。

オ 運転者に対する交通安全教育

交通事故減少の実現に向けては、運転者に対する交通安全教育は非常に重要であるとの観点から、ジャンボ検問、人と旗の波、夜間パトライト、各交

通安全運動期間における交通安全の呼びかけなどの各種啓発活動、さらに町内会や市広報紙等を通じ、スピードダウン、飲酒運転撲滅、違法駐車のを防止を呼びかける広報活動など、多様な手段で交通安全思想の普及を図ります。

(2) 交通安全思想の普及啓発活動の推進

「人命尊重」「自分の命は自分で守る」との強い意識を持ち、これを実践することが交通事故防止の上でなによりも重要なことですが、実際に解っていても実践できないでいるのが現実です。こうした状況を幾ばくかでも改善し、交通安全思想の普及徹底を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣づけるために、次の市民運動を継続的に展開します。

ア 交通安全運動の推進

- ① 高齢者及び若年層の交通事故防止、スピードダウンとシートベルト・チャイルドシート着用の徹底、自動車及び二輪車運転者としての社会的責任の自覚の徹底、違法駐車のを排除、自転車の安全利用の促進を目標とします。
- ② 関係機関・団体等と市が協力し、市民参加のもとに各期別の交通安全運動を中心とした幅広い市民運動を展開します。

運動の実施に当たっては、地域住民の自主的な参加を得て、それぞれの地域の実情に即した活発な活動を効果的に展開します。

イ シートベルト・チャイルドシート着用の推進

自動車乗車中の死亡事故において、シートベルト非着用者の死亡率は非常に高く、シートベルトを着用していれば助かったという事例が多いことから全席のシートベルト着用とチャイルドシートの設置等の積極及び継続的な啓発運動を実施して着用の徹底に努めます。

ウ 広報活動の充実

市民の交通安全に対する意識と関心を高めるため、家庭、学校、地域等に対し、交通事故等の実態をふまえた広報活動を実施します。

エ 民間団体活動の推進

交通安全思想の普及において、重要な役割を果たしている事業所及び各種団体が実施する事業及び諸行事に対する支援や情報の提供を行うとともに、組織の主体的な活動を積極的に促進をします。

2. 救助・救急体制等の整備

(1) 救助・救急体制の整備

交通事故等による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、高速自動車道を含めた道路上の交通事故に即応できるよう、救急医療機関、道路管理者、他市町村消防機関等の救急関係機関相互の緊密な連携・協力関係を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。特に、負傷者の救命率・救助効果の一層の向上を図る観点から、救急現場又は搬送途上において、医師、看護師、救急救命士、救急隊員等による一刻も早い救急医療・応急処置等を実施するための体制の充実を図るほか、事故現場からの緊急通報体制の整備や事故現場における応急手当の普及等を推進します。

ア 救助体制の充実

交通事故に起因する救急救助出動の増大及び複雑多様化する救急救助事案に対処するため、救急救助体制の計画的な整備を行い、円滑な対応ができるよう体制を整備します。

① 救助隊員及び救急隊員の教育訓練の充実

複雑多様化する救助・救急事象に対応すべく、救助隊員及び救急隊員の知識・技術等の向上を図るため、教育訓練の充実を推進します。

② 救急救命士の養成

プレホスピタルケア（救急現場及び搬送途上における応急処置）の向上のため、医師の指示又は指導・助言の下に高度な応急処置を行うことができる救急救命士の養成を推進します。

イ 救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実

交通事故に起因する負傷者の救命効果の向上を図るため、救急救命士の養成や救命処置拡大による高度救命処置用資器材等の整備を行うとともに、メディカルコントロール体制を強化して、救急現場及び搬送途上における応急処置等の充実を図ります。

ウ 高速自動車道における救急体制の整備

高速自動車道における事故は、ひとたび発生すると車両の走行速度の高さ故に人車に及ぼされる被害が甚大になることから、救助・救急業務遂行にあたっては、NEXCO東日本や関係自治体との協力体制が確立されております。今後はさらに迅速な救急・救助等の活動を行うため、資器材の整備を図り現場活動に従事する職員の教育訓練を充実するとともに関係機関との連携強化に努めます。

エ 集団救助・救急体制の整備

大規模道路交通事故等の多数の負傷者が発生する大事故に対処するため、医療機関等関係機関と救護訓練の実施等を行い連携体制を強化して、集団救助・救急体制の整備を推進します。

オ 救助・救急設備等の整備

救助工作車、救助用資機材、高規格救急自動車、高度救命用資機材等の整備を推進するとともに、救急救助活動の円滑な実施を推進します。

カ 応急手当の知識と技能の普及

交通事故による負傷者の救助効果を向上させるためには、救急隊が到着するまでの間、現場に居合わせた住民等による適切な応急手当が行われることにより救命率が向上されるので、市民や各種団体等を対象として自動体外式除細動（AED）の使用も含めた応急手当について普及啓発活動を推進します。

(2) 救急医療体制等の充実

室蘭市医師会等と連携して、地域における救急医療体制の充実を図ります。

3. 安全で円滑な道路交通環境の整備

(1) 交通安全施設の整備

ア 適切に機能分担された道路網の整備

道路交通ネットワークを体系的に整備することは、基本的な交通の安全を確保する上で重要なことです。

- ① 幹線道路に囲まれた居住地域内においては、通過交通をできる限り幹線道路へ転換させることや歩行者の通行を優先させる道路機能の分化により、暮らしの安全を図ります。

また、歩行者の通行を優先するため、生活道路や通学路等において歩道の整備等による、歩行者の通行を優先した道路の整備に努めます。

- ② 自動車交通と歩行者・自転車交通との分離を可能な限り図るよう努力し、歩行者・自転車のための安全な空間の確保を図ります。

イ 道路改築による交通環境の整備

安全で円滑な交通を確保するため、歩行者保護の見地に立ち、道路の改良事業を推進します。

- ① 歩道の段差解消に努める。
- ② 道路の使用及び占用の適正化に努める。
- ③ 不法占用物件等の排除に取り組む。
- ④ 見通しの悪いカーブ・交差点での交通事故防止を図る。
- ⑤ 地域からの要望を勘案してカーブミラーを設置する。

(2) 効果的な交通規制の実施

道路交通の危険を未然に防止し、交通の安全と円滑化を図るため、交通環境及び地域事情に応じた合理的な交通規制を各関係機関と協議し実施します。

ア 地域の事情に応じた交通規制

通過交通の用に供される道路については、駐停車禁止、転回禁止、指定方向外進行禁止、進行方向別通行区分等の交通規制を実施するほか、交通状況の変化に対応するため、既設の交通規制の見直しを推進します。

地域交通の用に供される道路については、一方通行、指定方向外進行禁止等を組み合わせた交通規制を実施するとともに、歩行者及び自転車利用者の用に供される道路については、車両通行止めなど交通弱者の保護を最優先とした交通規制を推進します。

イ 事故多発路線・地域における重点的交通規制

交通事故の多発傾向にある地域、路線等については、道路診断等を各関係機関と連携を取りつつ積極的に実施し、速度制限、右側部分はみ出し通行禁止等、最も有効な交通規制を各関係機関と検討します。

(3) その他道路交通環境の整備

道路交通の安全と円滑化を図り、市街地の機能維持及び増進に寄与するため、交通の状況や地域事情に応じた道路交通環境の維持を推進します。

ア 秩序ある駐車対策の推進

- ① 市街地における無秩序な路上駐車を抑制するため、駐停車禁止規制の適切な運用を図るため、引き続き市街地における路上駐車抑制のため、運転者のマナー向上を図ります。
- ② 住宅地における迷惑駐車及び路上駐車を抑制するため、広報及び啓発チラシを通して自動車の保管場所等に関する法律の周知徹底を図り、違法行為の取り締まりを関係機関と連携して進めます。
- ③ 現在、本市においては、都市部と比較して交通の渋滞を引き起こすほどの

違法駐車はないものの、段階を踏んだ広報・啓発活動の後、取り締まりにあたっては、悪質・危険、迷惑性の高い違反行為に重点を置きます。

イ 道路使用の適正化

① 道路の使用及び占用の抑制

工作物の設置、工事等のための道路使用及び占用については、道路の構造を保全し、安全で円滑な道路交通を確保するため、適正な許可を行うとともに、道路使用・占用許可条件の履行、占用物件等の維持管理の適正化を図り、道路使用終了後の復旧など維持管理についての指導を強化します。

② 不法占用物件等の排除

道路交通の妨げとなる不法占用物件等については、強力な指導によりその排除を行うとともに、不法占用等の防止を図るための啓発活動を関係機関と連携の上、地域住民とともに積極的に行います。

ウ 子供の遊び場等の適正な維持管理

子供の路上遊びを防止するための関連策として、子供が公園・広場で遊びやすいよう、その適正な維持管理に努める。

エ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生、または発生する恐れがある場合は、交通の混乱を防止するため、迅速かつ的確に車両に対する交通規制を行います。

4. 交通安全推進体制の充実

市内の各町内会、学校における交通安全活動への取り組みは、地域から交通事故を撲滅しようという機運のもとに、日夜努力が続けられています。こうした地域の自主的活動をさらに強力に推進するため、家庭、地域、学校、職場に対して諸行事及び事業への援助、必要な情報提供の充実を図り、各団体組織の主体的な活動の強化を図ります。

また、生涯にわたる交通安全教育推進の観点から、幼児期から交通安全教育の円滑な導入が図られるよう、保育所・幼稚園へ交通安全教室等の推進を図ります。

さらに登別市の交通安全推進の中核となっている交通安全指導員会の交通安全活動推進体制を支援・強化し、活動の活性化を図り、市民を挙げての活動の展開を推進します。

5. 道路交通秩序の維持

(1) 交通の指導、取り締まりの強化

ア 一般道路における指導、取り締まりの強化等

交通弱者を交通事故から守るため、自転車の無灯火、危険な道路横断や薄暮時から日没後にかけての夜光反射材の着用推進の街頭指導を進めるとともに、自己中心的な交通違反行為に対しての取り締まり及び指導強化を関係機関と連携して推進します。

イ 高速道路における指導、取り締まりの強化等

高速道路においては、重大な違反はもちろんのこと、軽微な違反行為であっても重大事故に直結する恐れがあることから、交通事故の実態に応じた機動警ら、駐留警戒等を強化し、違反行為の未然防止及び交通の流れの秩序を保ちます。

(2) 暴走、迷惑行為対策の強化

暴走、迷惑行為による事故の発生を防止し、交通秩序を確保するための施策を展開します。

ア 青少年の健全育成

青少年の健全育成の観点から、家庭、学校、職場及び地域で青少年に対して適切な指導が行われるよう働きかけを行うとともに、青少年育成団体等との連携を図り、学習・文化活動の奨励、スポーツ活動の振興など青少年の健全育成諸活動を促進します。

イ 暴走、迷惑行為をさせないための環境づくり

暴走、迷惑行為を「しない」、「させない」、「見に行かない」の暴走族追放三ない運動を展開し、家庭、学校、地域がもっている非行防止機能の充実を図ります。

また、暴走族の参集場所として利用されやすい公共施設や夜間無人となる広い駐車場を持つ施設などの管理徹底を進めるとともに、暴走行為が頻発する路線については、道路管理者をはじめ関係機関、団体との連携を強化し、暴走行為ができない道路環境づくりを進めます。

6. 冬道の交通安全の確保

(1) 冬道の道路交通環境の整備

冬期における道路機能の確保、自動車交通の円滑化、自動車のスリップ防止、歩行者の安全への対応などを図るため、ロードヒーティング設置個所の適切な維持管理や砂箱の設置、融雪剤散布、道路改良による危険箇所の解消に努めるなど、気象状況に適した道路整備の促進を図ります。

(2) 除排雪体制の強化

ア 運転環境の確保

冬期における安全で円滑な交通を確保するため、町内会との連携や消防署等からの道路情報（降雪状況）収集の協力を得るとともに、道路パトロールを行い市内地域の降雪量及び路面状況等を把握して、適切な除排雪や融雪剤（凍結防止剤）の散布の実施に努めます。

イ 生活道路の除雪

住宅街における生活道路の除雪は、住民の協力を得て路上駐車をなくし、通園通学路を優先した歩道の確保に努めます。

ウ ブラックアイス路面对策

砂箱設置箇所の維持管理及び砂の補充を適切に行うとともに、気象情報や路面状況に応じて融雪剤（凍結防止剤）の散布を行い危険箇所の解消に努めます。

(3) 冬期間の交通安全思想の普及徹底

冬道は、降雪、凍結により路面状況が逐次変化し、スリップ、わだち等が発生し、夏期とは違う形態の事故が発生します

このことを踏まえ、ドライバーに対し冬期型事故の特徴と、その対処法について広報の充実を図ります。

7. 増加の顕著な事故態様及び死者数の多い事故態様に対応した諸対策の推進

(1) 自動車乗車中の死傷者の減少方策

シートベルトの着用義務化されて、約20年が経過しておりますが、未だに未着用のドライバーが見られます。

死亡交通事故の半数以上が、シートベルトを着用していた場合は、命を落とさずにすんだと言われております。

つまり、シートベルトの正しい装着をしていると自動車乗車中の死亡交通事故は防止できることとなりますので、今後も「シートベルト着用」「チャイルドシート着用」の啓発運動を展開していきます。

(2) 若年者の交通安全対策

20歳代以下のドライバーが事故第一当事者となる交通事故を防止するため、事故の悲惨さ、責任の重大さを認識するための教育・広報活動の充実を図ります。

(3) 高齢者ドライバーの交通安全対策

高齢者ドライバーが第一当事者となる交通事故を防止するため、高齢者を対象とした交通安全研修会等を警察署や自動車学校など中心と連携を図り、今後も受講者の拡大に努め交通事故の防止を図ります。

(4) 夜間事故対策

夜間から未明にかけては交通量が減少することから、暴走型の事故が発生しやすくなります。こうした事故を防止するための啓発活動を促進するほか、危険箇所への照明灯の設置、事故防止のための高輝度啓発看板の設置、夜行反射材の装着等の促進に努めます。

8. 被害者対策の充実

交通事故の被害者の現状を把握して、被害者の視点に立ち被害者支援に関する機関・団体等の緊密な連携と相互の協力によって、被害者のニーズに即応した各種の支援活動を推進します。

9. 市民参加型の交通安全活動の推進

人と旗の波街頭啓発運動への地域住民の参加依頼を町内会回覧や市広報などを活用して、多くの市民が交通安全運動への理解と協力の輪をさらに広げていきます。

第3章 踏切道における交通の安全

第1節 踏切事故の発生状況とその防止

踏切内での車両事故は、自動車同士や歩行者が巻き込まれるなどの一般的な道路上の事故形態に加え、列車との衝突という、多くの死傷者が発生する大型事故を引き起こしかねません。このことから、毎年、市や警察署等の関係機関では、市内踏切の検証を実施しております。

第2節 講じようとする施策

1. 踏切道の構造改良の促進

市内にある踏切の中で、接続する道路より幅員の狭いものについて、拡幅改良を各関係機関と検討していきます。

2. その他、踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

踏切道における交通の安全と円滑化を図るために、必要に応じた踏切施設の改良及び設置を各関係機関と検討していきます。

また、踏切事故は脱輪や冬期間においてスリップにより一時停止できず踏切内に進入し列車と衝突する事故が全道的に多いことから、こうした事故を未然に防ぐため、自動車運転者や通行者に対し、安全意識の向上の啓発を図ることはもちろんのこと、踏切支障時における非常ボタン操作等の緊急措置の周知徹底を進めるための踏切事故防止キャンペーン等の広報活動を進めます。